

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理審議会

会長 金子 正義 様

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の施行地区内の別紙調書及び図面に掲げる従前の宅地について、土地区画整理法第95条第6項の規定により換地計画において換地を定めないこととしたい。ついては、同法第95条第7項の規定により、貴会の同意を求めます。

平成23年 5月19日

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理事業

施行者 和光市

代表者 和光市長 松本 武洋